健康保険取扱開始日 相互確認書

最終的な健康保険取扱開始日が決まりましたら、下記の項目にご記入の上、FAX (06-6315-5560) にて全柔協大阪事務所にお送り下さい。

ご注意!
施術所で健康保険を取扱うには、『 保健所に受理された開設届の写し (受理印の押されたも
の)を添付した申請書類が、健康保険の取扱開始日までに厚生局に到着している』必要があり
ます。保健所の規則では、開業後10日以内に届出すれば良いことになっていますが、健康保
険の取扱いは別途厚生局に申請するもので、保健所のように 10 日間さかのぼることができま
せん。したがって希望日から保険を取り扱うためには、開設届を提出する日に注意が必要です。
全国柔整鍼灸協同組合 宛
<施術所名>
不 特点 但及玩的打火。
の、健康保険取り扱いは
年 月 日()から開始 いたします。
保健所の開設届は 月 日() に、届出します。
保健所の開設届は 月日 () に、届出します。
また、受理された開設届の写しを 月 日()
14 時 までにFAXで06-6315-5560に送信します。
施術所名:
丘 夕 ·
氏名: